

◇ 産業廃棄物の例

	種 類	内 容
1	燃え殻	石炭殻、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭など
2	汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、製造工程から出る泥状の物など
3	廃油	廃潤滑油、廃切削油、アルコールなどの廃溶剤、廃固形石けん、廃食用油など
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液など
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現象液、金属石けんの廃液、自動車の廃不凍液など
6	廃プラスチック類	廃発泡スチロール、化学繊維くず、廃プラスチック製品・容器包装、廃タイヤなど
7	ゴムくず	ゴムチューブなどの天然ゴムくずに限る。
8	金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、廃金属製品など
9	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	空き瓶、廃ガラス製品、陶磁器くず（レンガ、瓦、タイル）、廃陶器製品、廃石こうボード、廃スレート板など コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝など （※コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）
10	鋳さい	高炉、転炉、電気炉などの残渣、鋳物の型に使われた砂、不良鋳石など
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、モルタル片、アスファルトコンクリート片など
12	ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの（電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト）
13	★紙くず	新築、改築、増築、除去などに伴う紙くず【建設業】 紙、板紙のくずなど【紙・紙加工品製造業、印刷出版業など】
14	★木くず	新築、改築、増築、除去などに伴う木くず【建設業】 木材片、おがくず、かんなくずなど【木材・木製品製造業、パルプ製造業】 不要な木製家具など【物品賃貸業】 貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材【全業種に該当】
15	★繊維くず	新築、改築、増築、除去などに伴う繊維くず【建設業】 木綿、羊毛などの天然繊維くず【繊維工業（縫製を除く）】
16	★動植物性残渣	豆腐製造業のおから、醸造かすなど【食品・医薬品・香料製造業など】
17	★動物系固形不要物	牛、豚、食鳥などの不可食部分などの不要物【と畜場、食鳥処理場】
18	★動物のふん尿	牛、馬、豚、にわとりなどのふん尿【畜産農業、畜産類似業】
19	★動物の死体	牛、馬、豚、にわとりなどの死体【畜産農業、畜産類似業】
20	政令第13号廃棄物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処理するために処理したものであって、これらに該当しないもの（コンクリート固型化物など）
21	輸入された廃棄物	上記1～20、船舶・航空機の乗組員などの生活ごみ及び入国者が携帯した生活ごみを除く。

★の項目は、【 】の業種の事業者が排出する場合に限り「産業廃棄物」となります。

【産業廃棄物処理業者】

最新の神奈川県内の産業廃棄物許可業者については、神奈川県ホームページでご覧になれます。

※「神奈川県のトップページ」⇒「組織でさがす」⇒「環境農政局」⇒「環境部 廃棄物指導課」⇒「行政資料 産業廃棄物処理業者名簿」で検索できます。